

## 春日井市週休 2 日工事実施要領（土木系）

### （趣旨）

第1条 この要領は、春日井市が発注する工事において、建設業における労働環境の改善や人材の確保を図るため、週休 2 日工事を施行するにあたり必要な事項を定めるものとする。受注者は、本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休 2 日（土日）」の取得を目指すものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所 1 日を通して現場で作業を行わない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(2) 完全週休 2 日（土日） 第4条に規定する対象期間内における土曜日、日曜日を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日・日曜日に代わる現場閉所日（以下「振替閉所日」という。）を指定することができる。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

(3) 月単位の週休 2 日 第4条に規定する対象期間内におけるすべての月ごとにおいて現場閉所率（月単位の現場閉所日数/月単位の対象期間日数）が28.5%以上であることをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている

場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第3条 対象工事は、現場閉所が可能なすべての工事を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する工事（以下「対象外工事」という。）は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（第4条に規定する対象期間が4週間未満の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難な工事
- (5) 災害復旧工事
- (6) その他、やむを得ない事情により週休2日工事とすることが困難な工事

(対象期間)

第4条 対象期間は、契約締結日の翌日からしゅん工届が提出された日までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量は、この期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日からしゅん工届が提出された日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、

災害対応等、受注者の責によらず週 6 日以上の現場作業を余儀なくされる期間)

(現場閉所率の算出方法)

第 5 条 対象期間の現場閉所率の算出に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日工事（土日）は、参考 1 による。
- (2) 月単位の週休 2 日工事は、参考 2 による。

(特記仕様書)

第 6 条 発注者は、特記仕様書において次のことを明示する。

- (1) 対象工事であるか、否か
- (2) 対象工事で、第 4 条第 7 号に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
- (3) 対象外工事とした場合はその理由

2 前項のほか第 9 条第 4 号に規定する補正の対象外について明示する。

(取組内容)

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成の上、提出するものとする。
- (2) 受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施状況をカレンダー形式により提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示する。
- (3) 発注者が週休 2 日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定への反映)

第 8 条 対象工事については、完全週休 2 日（土日）が達成された場合、工事成績評定表「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において加点評価を行うものとする。

(単価及び経費の補正)

第9条 対象工事における単価及び経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 補正率

それぞれの単価及び経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

週休2日の適用区分	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	月単位の週休2日未満
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00
土木工事市場単価	別表第1		1.00
土木工事標準単価	別表第2		1.00
下水道工事市場単価	別表第3		1.00

(2) 補正方法等

ア 当初設計により「月単位の週休2日」の補正係数をそれぞれの単価及び経費に乗じる。

イ 「完全週休2日(土日)」を達成した場合、完全週休2日(土日)の補正係数に変更する。

ウ 「月単位の週休2日」が達成できない場合、月単位の週休2日未満の補正係数に変更する。

(3) 補正の対象外とするもの

ア 公共建築工事費積算基準を用いた工事

イ 公共機関が監修または公表していない積算基準の経費

ウ 材料単価、労務単価等を分離できない見積による施工単価

エ 見積による労務費

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

## 参考1 完全週休2日（土日）

(□ : 工事実施日)

							完全週休2日実施有無						
月	火	水	木	金	土	日	土日の 日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週 休2日	備考			
準備期間→		対象期間 開始日 □		□	□	閉所	閉所	2	2	○			
□	□	振替 閉所	□	□	□	□	閉所	2	2	○ 地元条件による同一週の振替閉所は認める。			
□	□	発注者が非対象とする作業を実施する期間 □ □ □ □ □					閉所	1	1	○ この週の対象期間に日曜日しかないとめ日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす			
□	祝日 □	□	夏季休暇（3日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないとめ日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす(祝日の閉所を求める)			
□	□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	✗ 地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる			
振替 閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○				
□	□	□	□	閉所 (雨天)	□	□	閉所	2	2	○ 天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める			
□	□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	✗ 土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる			
□	□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○			
□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる			
現場閉所率									8	完全週休2日達成率 =(完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数)=8/10=80%<100%			
完全週休2日達成率=100%未満 ⇒完全週休2日 <u>未達成</u>													

※1 振替閉所日含む

## 参考2 月単位の週休2日工事

- 対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
					●月1日	
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日 施工 開始日	●月10日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日 閉所	●月15日 閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 閉所	●月22日 閉所
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 閉所	●月29日 閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 閉所	○月6日 閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 閉所	○月13日 閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 閉所	○月20日 閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 閉所	○月27日 閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日 施工 完了日	△月3日	△月4日

→評価対象外

ひとつき  
1月目 (●月9日～●月30日)  
→現場閉所日6日/対象期間19日 = 31.5% ≥ 28.5%  
28.5%以上 → 達成

ふたつき  
2月目 (○月1日～○月30日)  
→現場閉所日8日/対象期間30日 = 26.6% ≤ 28.5%  
対象期間内の土曜日・日曜日は8日 = 現場閉所日8日 → 達成  
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

みつき  
3月目 (△月1日～△月2日)  
→現場閉所日0日/対象期間2日 = 0% ≤ 28.5%  
対象期間内の土曜日・日曜日は0日 = 現場閉所日0日 → 達成  
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日 = 達成  
(すべての月で達成しているため)

## 週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

別表第1

名称	区分	補正係数	
		完全	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

## 週休 2 日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

別表第 2

名称	区分	補正係数	
		完全	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥離防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
架設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ボリエチレン管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

## 下水道用設計標準歩掛における市場単価

別表第3

名称	規格・仕様	補正係数	
		完全	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01